

げまして報告いたします。

○議長（末次性男君） たいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程第一議案第八十四号 福生市土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君 登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第八十四号 福生市土地開発基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由及びその内容について御説明いたします。

提案理由といたしましては、当市の適正なる健全財政の推進を図るため、現況の福生市の財政状況を勘案し、財源の効率的運用を行うため、本条例を提出いたします次第でございます。

財源の効率的利用のため、基金の効率的運用を図るべく、第三条の次に新たに一項を設け、福生市土地開発公社に基金を貸し付け、運用できるよう条文化したものでございます。

また、七条は字句を統一的に整理するもので、従来市長が定めるとありましたものを、市長が別に定めるの統一見解をとって、条例の条文の改正。附則といたしました。これは、この条例は公布の日から施行するというふうにいたしました。

なお、参考までに本基金の総額は五十五年度末で二億九百三十九万円に相なっております。

以上、はなはだ簡単でございますが、御説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たいま議題となっております議案第八十四号については、総務委員会に付託さ

れんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二議案第八十五号福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第八十五号福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由及びその内容

について 御説明申し上げます。

提案理由につきましては、さっきの八十四号議案で申し上げましたとおり、同趣旨でございますが、それでは第一条から申し上げたいと思います。

一条は全文改正であります。本基金が施設整備事業に充てるための基金を積み立てることを目的とした目的基金であるということについては、変わりございませんが、今回より弾力的に土地にも運用できるよう運用基金の性格も包含した基金としての改正をするものでございます。この条項は第三条に挙げる運用事項からみのものであります。また、開発公社への貸し付けに関連づけるため条文化したものであります。

次に、八条は字句を統一的に整理するものでございまして、先ほど八十四号でも申し上げたとおり、市長が定めるを、市長が別に定めると、統一的な見解の条文改正です。さらに運用の項を新たに三条に設けることにより、第六条を七条とし、三条までを順次繰り下げ、条文化するものであります。

次に、三条でございますが、第一条の目的をより具体的に運用すべく新たに運用の条項を設け、さらに土地開発公社にも必要により貸し付けできるよう改正するものであります。

なお、附則といしまして、この条例は公布の日から施行いたしたいというものでござります。

参考までに、五十五年度の決算時におきましては、総額が十三億一千二百余万円の金額と相なっております。

大変推駁な説明でございますが、慎重審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十二番（賀井喜代次君） ちよつと変わった一部改正でございますので、けさ先ほどまで納得しようと思つて、少し勉強してきましたんですが、どうしても納得のいかない面がございますので、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

条例そのものの改正の内容については、過般私が基金の取り崩しによつて、少しでも金利を少なくするようにということの質問をいたしておいたわけで、そうしたことについては、賛成でございますけれども、このような条例の一部改正は今回が初めてだと私は思うわけです。大概いままでの条例改正は順序を追つて改正していくわけですが、今回

はそういうことでなく入り組んでおりますし、これはもう御承知のようにこう言う失礼ですけれども、若い職員にはわかりにならないかもしれないけれども、相当前から、こうした条例の改正、あるいは法律の改正はこうあるべきだと、条文はこうあるべきだと法文はこうあるべきだということがあったわけですが、この条例は一条から七条まであるのを今度八条までとするわけですが、いま申し上げたように条を追つて改正がなたにもわかりやすいものであると私は思うわけです。しかし、この条例の一部改正は今回のように、このようにしなければならぬという法律なり制令なりが改められたとしたならば、これはやむを得ないことでございますけれども、御承知のように先ほど申し上げましたけれども、いまから二十年ぐらい前からと思ひますけれども、法文、条文、規則等すべて一般の方にもわかりやすい、そうした条文でなければならぬというので、逐次ずつと改正されて現在に至っていることは御承知だと思ひます。ということは、これを取り扱う役人、職員がわかっても、一般の人が、国民、市民がそうした法律なり条例なりをわかりやすいものにしろということ、そういうふうなことが改正されてきた経過は御承知だと思ひます。

この改正は一条から七条、八条と最後に三条を挿入という、さらにまた委任条項

はどの条例も末尾とこれは決まっているようなものです。一部改正にふさわしい改正では私はないのではないかと考えているけれども、こうしたことにした理由をお聞かせいただきたいと思うわけです。

これは御承知のように、例規集の中には、福生市の公文書に関する規定からいろいろの関係があります。特に公文書に関する規定の中には条例の新設、全文改正、あるいは一部改正等二二ページにもわたってこと細かくたわれておりますけれども、こうした改正にしなければならなかったという、その理由、経過をお聞かせ願えれば幸せだと思つております。理由をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

ただいま、るる御指摘をちょうだいいたしましたけれども、今回の改正はまず三条を挿入するというこのために、一条をあげるという必要があったということ、それから八条そのものが中身が一部改められたと、結果的には全文の、八条全文が改められておりますけれども、そういった理由に基きまして、こういった形に相なったわけでございます。

本来、八条の条文内容が改正されない場合は、ここに記載のとおり第六条を

第七条としという規定でなく、第七条を第八条としと、以下三条の次に云々というふうな形で改正ができたわけでございますけれども、たまたま末条でございます第七条を第八条にいたしましたので、三条を挿入するための場所をあけたというテクニック、それから先ほど申し上げましたように八条の内容を一部改めた形で、一応条文が改正されているというふうなことにいたしました。一応これは、ただいまいろいろ御指摘ございましたように法律的にこういった決めがあるわけでもございません。一つの例規を取り扱う場合の原則と申しますが、そういうものが法制局、あるいは自治大臣官房文書広報課等から一応示されまして、そんなことで一応中身を改める場合は、中身を先に改めなさいと、それから条項の移動をしなさいというふうなことが言われております。今回は中身も改められましたので、その中身を改めるために七条を次のように改めるというので、八条を一応ここに入れたと、したがって、これが一つの七条を改めるための手法としてとられたということでございます。それから、もう一つ挿入する場合ですが、あと三条を挿入する場合に、追加する条の入る場所、この場合は、この条例の場合、第三条でございますけれども、その入る場所をあらかじめあけてから、追加するというふうなことにしなさいというふうな原則がございまして、こういった確かに御指摘いただきましたように条を追って

改正されていらないようなことに相なったわけでもございまして、確かに聞いておりましたが、非常におわかりにくいという点については、私どもも、その辺、どう今後取り扱っていったらいいのかというふうなことも考えているわけでもございしますけれども、そういった条例改正上の約束事項と申しますか、原則を一心事務サイドではそれを生かしてこういった改正がされたというふうな結果でもございします。

若干、御理解いただくについて、説明不足とは思いますが、そういった一つの条例改正上のテクニクで今回はこうなったというふうなことでございします。

以上、雑駁でございしましたけれども、今回の改正条文事項等につきまして、こうなりました結果の御答弁をさせていただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

○二十番貫井喜代次君　いまの説明でわかったような面もありますけれども、わからないような面が多いんですけれども、八条の中身をどうのと言つても、別に定めるの別のに二文字を入れただけで、これは条例そのものに大きな影響を及ぼすものではな
いと思うんです。委任条項ですから。

それから例規取り扱いの原則がこうだと言いますが、であるとするならば例規集の福生市公文書に関する規定、この中のものが改められているかどうか、こういう

ふうにするんだということが、けさ私は二二ページばかりこれを見と見てきたんですけれども、そういうふうなことで原則的にそういうふうにするんだといつたら、やはりこれの公文書に関する規定なり何なりを直してからこういうふうにもつていくのが順序じゃないかと思うんです。しかし、それはどうあるとも、私、議員の皆さんもこれではわからないんじゃないかと思うんです。この関係でいつたら、はてなこれはどうなるんだと。だから、私はいままでどおりにここで私が申し上げることは、まことに恐縮ですけれども、現在までの条例の一部改正の方法から言えば、一条をこういうふうに改めるのですから、二条の次に、次の一条を加えるというふうにして、三条を入れてそれで三条を四条とし、以下六条まで順次一条ずつ繰り上げるというのか、繰り下げるというのか、そういうふうなことで、それで七条を次のように改めるというので、八条でいくのが、これは当然な改正の方法じゃなかろうかと、それならばどなたが見てもわかるし、これは議員各位、あるいは市民が見てもわかりやすい改正だと、改正であるからむずかしくてもいいんだというのではないと思うんで、まだそのほかにもありますけれども、いずれにしてもこれは総務委員会に付託されて慎重審議されることで、その結果はまた委員長から報告もありましようから、その報告内容のときに、また質問の機会もあらうかと思ひますの

で、本日はこの程度にしておきますけれども、いま一点はこの基金条例の設置の目的と今回改正された運用関係について、法的にこれで差し支えないかどうか、それだけをひとつ、運用についてこうしたこと第一条を設置し、三条を新たにしたということに対して、私は前に法的には法に違反してはいけなくとも、適切でないぐらいのことはやめて、基金を取り崩してこの利息を少しでも少なくするようにすべきでないかということも申し上げておきましたけれども、ここに必ず出すのですから、法に違反するとは思いませんけれども、その点を念のためにお尋ねしておきます。

それだけで私の質問を終わります。

○企画財政部長（生子国利君） 後段の法的にどうかという問題でございますが、確かにこの基金そのものが目的基金を貸すということについては、非常に条例そのものからしてなじまないということははっきりしております。そこで、先般もお話し申し上げたと思います、上級官庁ともいろいろと協議を行ひまして、その結果、一条にあらかじめ事業に要する運用基金としての包含したような性格的なものを目的に持つてくると、それによつて貸し付けをすることが可能だと、それで三条を二へ持つてきたというふうな解釈をとりましたので、違法性はまずないというふうに解釈いたしまして本条例を

提案した次第でございます。

○二十二番（関米吉君） 提案されているこの条例の字句の解釈について、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

非常に貴井議員さんが指摘したとおり、非常にわかりにくい改正条例だと、いうのは第八条の次に第六条を第七条とし、そこまではわかるんです。以下第三条までという、ここに言う以下というのはどういうことなのですか。以下というのは私の考えではこれから先のことを以下というところかと思ひます。たとえば、第一条の市の都市施設整備事業、括弧して以下事業という、これからこういうことは、これから出てくる言葉はこういうふうな言葉で言いますよということ、以下という言葉が使われていると思うのです。ところがこれはどうしても、ぼくは条文を幾ら並べて考えてもわからないのです。以下というの、ところがここにいうのはさかのぼつていつちやうんです。さかのぼることを以下というこの表現は正しいのですか。

○総務部長（浅見裕康君） お答えいたします。

一応条例改正上、確かに以下という言葉も、そのものを解釈する上においては、閣議員さんが言われたとおりでございます。それから下ということでございますから、

もちろんそれがこの場合、三条までさかのぼると、下がるんじやなくてさかのぼるという形が現実でございまして、確かに以下という一つの用語と申しますか、そういう解釈上はいま御指摘いただいたとおりだと思います。

現在、用語として使っておりますものについては、全体として、いわゆる最初の条がありますね。この場合は六条という条が示唆してあります。以下何条ということについて、これは数字が小さくなった場合にはさかのぼっていくんだと、大きくなった場合には繰り下かって先にいくんだというようなことで、一応改正条例上は以下という言葉を使って現在まであります。

したがって、この以下という言葉について、厳密な意味の一つの用語の解釈上は、いま御指摘いただきましたような御疑念が当然あると思いますけれども、現在のところ、こういった用語をいわゆる法律改正等につきましては、使用しているというふうなことが実態でございます。

○二十三番 関 米吉君　そうするとあれですか、一般的の意味の以下という意味でなしに、この場合こういうことが正しいとそういうふうに解釈していいのですか。

○総務部長（浅見裕康君）現在のところ、それを利用しているという形でございます。

○議長（末次性男君）　以上で質疑を終わります。

○二番 仲村清信君　この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については、総務委員会に付託されんことを相まみます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君）　日程第三議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 田村忠雄君 登壇)

○福祉部長(田村忠雄君) 御指名をいただきましたので、議案第八十六号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。提案理由でございますが、東京都の条例の一部が改正されたわけでございますが、それに伴いまして、児童育成手当の支給額を引き上げまして、本制度の充實を図るために改正しようとするものでございます。

内容でございますが、第五条は児童育成手当の種類とそれから額の規定でございます。それで本手当につきましては、三種類ございまして、初めに育成手当でございますが、これは父または母が死七、あるいは婚姻を解消したような場合における義務教育終了前の児童の保護者に対して支給するものでございまして、現行では五千五百円となっておりますが、これを五百円引き上げまして、六千円にしようとするものでございます。それから次に障害手当でございますが、これは精神薄弱の程度が中度以上の者、それから身体障害者では二級以上、及び脳性麻痺、進行性筋萎縮症を有する者の保護者に対して支給するものでございます。現行では七千五百円となっておりますものを八千円に引き上げようとするものでございます。

それから特別手当につきましては、これは国の児童育成手当の支給を受けることができるものの以外の方に支給するものでございますが、これは外国人でございます。市民税の所得割りが非課税の保護者に対して支給するものでございまして、現行では六千五百円となっておりますものを七千円に引き上げようとするものでございます。

なお、御参考まででございますが、該当者は五百一人ございまして、要する費用額は百十七万円でございます。

附則におきまして、施行日を五十六年の十月一日から経過措置といたしまして、改正後の規定は五十六年の十月分の手当から適用いたしましたして、九月以前の分につきましては、従前どおりとしようとするものでございます。

はなはだ稚拙な説明でございますが、御審議をいただきましたして、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明を終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

係だろうということば、ごなたも疑いを持たないものであらうと私は思うものです。児童福祉法、児童遊園、児童に健全な遊びと、こういうふうな角度で、ほかにいろいろ建設をつくったものを他の所管にやるということがありますけれども、ままたこの問題は組織条例のもとでつくられておる組織規則の第六条の事務分掌という中で、公園及び児童遊園の占用等の許可に関するというのは建設部、したがって、ここにこの付託表のようになっておると思うんですけれども、設置等については、これは児童遊園の設置は建設部の都市計画課の都市計画係であるということば組織条例に基づく組織規則でうたわれております。そういうふうなことで、設置は都市計画課で、これを使う占用許可等は土木課であると、そこで関連して、それでは福生市議会委員会条例の第二条の常任委員会の名称、委員定数及びその所管というふうなもの、これの関連がどうもかみ合っていない。そこでこうしたことを何人か考えてきたかどうか、もう以前に申し上げておりましたので、先ほど申し上げたように、当然目的だけを見ればこれは児童福祉法に基づくものが、建設関係を取り扱うということは、これだけ見たらごなたも納得がいかないと思うんです。しかし、内容的にこの組織条例から組織規則を見るとこれは建設委員会の所管ということで、厚生委員会としての所

管ではございませんが、それでは児童福祉法に基づいた児童厚生施設としての児童遊園の適正な利用について、組織条例、組織規則、または委員会条例との関連がこれであるのかと、何かほかにこうした関連条例、規則を検討し明文化していくべきじゃないかと、また何かそこに一条、あるいは括弧書きで加えておかないと、この児童福祉法というものが、また児童の遊園——児童の遊園地の適正な利用と、遊び場だということとの関連上、疑義が生じてもやむを得ないのじゃないかと思ひます。それで、前回もこういうふうなことの取り扱いが普通じゃないかと思うというふうなことを申し上げておきましたが、それでその後庁議に関する規則というものがござります。第五条十号庁議に関する、庁議はしゃっちゅうやっていうふうですけれども、市の組織相互間において、特に調整を要する事項、こういうふうなことがありますけれども、そうしたことで、これを検討されたかどうか、あるいはまた例規審議会もたびたび行われておると思うのですけれども、そういうふうな場合において、もう前に私が石を投げておきましたので、そういうふうなことを検討されたのか、されなければならぬでまだされておりませんで結構ですけれども、どうもこの取り扱いが何とか検討を要するものじゃないかと私は思うのでお尋ねしたわけです。

条例改正の内容等については、別に何もございせんが、そうしたことはやられたかや